

総務常任委員会会議録

[平成21年11月18日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成21年11月18日
午前10時00分 開会
午後12時03分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦

欠席委員（1名）

委 員 長	船 吉 博
-------	-------

事務局出席職員職氏名

次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	南 幸 正
財 務 部 長	岡 田 昌 史
健 康 福 祉 部 長	喜 田 憲 康
健 康 福 祉 部 次 長	藤 本 政 春
健 康 課 長	中 濱 素 三 子
長 寿 福 祉 課 長	小 坂 利 夫

財 務 課 長 神 代 充 広

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	4
① 議案第73号 平成21年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）	5
2. その他	40

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成21年11月18日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後12時03分)

○出田裕重委員長 皆さん、おはようございます。

改選後、初めての委員会ということでよろしくお願いをしたいと思います。

それと、二、三日前から急激に気温が下がって、皆さん体調管理に本当にご留意されまして、議員の皆様方も執行部の皆様方も万全の体調で臨んでいただきたいと思います。

それと、休憩中にも少しお話も出ましたが、インフルエンザの心配の声が大分住民の方々からもワクチンの関係で上がってきてますので、きょうはそういった点も含めて、共通認識で帰りたいなと思ってますのでよろしくお願いたします。

それでは執行部あいさつ、副市長お願いします。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

今、委員長さんからもお話ありましたように、二期目の議会の議員さんが就任されて初めての臨時会というふうなことで、役員の構成、それから所管の構成もいろいろできて、いよいよこれから議会の活動も本格化してくるということでございます。どうかこれからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

きのうは、実は市長のかわりに東京の方で地方分権推進大会がありまして、そちらの方に行かせていただいたとったんですが、地方分権もいろいろありますし、昨今の民主党の対応にもいろいろあって、地方六団体の方からもいろいろ注文が出ておりました。原口総務大臣は余り明確な答えはいただきませんでした。原口総務大臣は地方の気持ちになってこれからやっていくというふうなことを言われておりましたので、これからは我々が望むような運営、また方法になってくるのではないかなと期待をしつつ、その大会を参加させていただいたんですが、ひとつこれからは我々の対応もいろいろ苦慮しておるわけなんです。皆さん方と一緒に市民の皆さん方のために一番いい方法を見つけていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○出田裕重委員長 ありがとうございます。

欠席者の報告をまずさせていただきます。長船議員より欠席届をいただいております。

それと、議長と事務局長につきましては、東京の方へ出張ということで連絡をいただいておりますので報告をしておきます。

それでは、ただいまから第28回臨時会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

執行部より再度、提案理由の説明を求めることについてご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議なしと認めます。

異議がございませんので、提案理由の説明を求めることにします。

それでは、議案第73号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財務部長。

○財務部長(岡田昌史) それでは、議案第73号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書をお開き願いたいと思います。

この補正予算につきましては、新型インフルエンザワクチン接種軽減事業の追加、特別養護老人ホーム修繕工事費の追加、減債基金積立金の追加が主なものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,955万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を250億4,549万3,000円とするものでございます。

事項別明細書により説明をいたします。4ページをお願いいたします。

歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金1,977万5,000円を追加し、13億9,402万6,000円とするものでございます。新型インフルエンザワクチン接種軽減事業補助金の追加でございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金988万7,000円を追加し、10億4,981万5,000円とするものでございます。国庫支出金と同様に、インフルエンザワクチン接種軽減事業補助金の追加でございます。

次に、18款繰越金、1項繰越金で前年度繰越金989万円を追加し、3億2,566万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

19款諸収入、5項雑入1億5,000万円を追加し、6億572万7,000円とするものでございます。どんぐりの里運営費精算金1億5,000万円の追加でございます。

次に、歳出でございます。6ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費6,500万円を追加し、32億3,132万3,000円とするものでございます。特別養護老人ホームどんぐりの里修繕工事費6,500万円の追加でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費3,955万2,000円を追加し、8億8,796万3,000円とするものでございます。新型インフルエンザワクチン接種軽減事業委託料3,924万4,000円の追加が主なものでございます。

次に、13款諸支出金、1項基金費8,500万円を追加し、8億3,884万4,000円とするものでございます。特別養護老人ホームに係るどんぐりの里の公債費に充当する財源として、減債基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第73号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○出田裕重委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず歳入について質疑ございませんか。ページは5ページまでとなります。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 質疑がないようですので、ちょっと新人の方に優先的にと思ってたんですが、ないようですのでさせていただきます。

歳入になるんですが、この歳出で言えば特別養護老人ホームの改修ということが出てきておりますので、その歳入につきましては、財源としては一般財源になってるというようになっているかに思うんですが、これは間違いないですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 改修費については、この雑入であります1億5,000万円を充当するというので、一般財源ということじゃなしに、大きく分けますとその他財源ということで、予算書6ページで上に書いてあるとおりでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 二つちょっとお尋ねしたい点があるんですが、一つはこうした福祉関係の施設で、例えば自宅を改造する場合に、例えば手すりをつけるとか、あるいは福祉器具を使うとかいう場合は県の補助があったり、国の助成があったりということがあろうかと思うんですね。こうした特別養護老人ホーム福祉施設で、そういう身体障害者の方の便宜を図るような改修、改善工事ということになった場合に国の補助メニューというのはないんでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 一般に経年劣化等によるような修繕等については、その補助というのではないと思います。例えば、大きな中身をかえるユニット化というふうなものについては一部補助もごさいます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、大規模改修をする場合により有利な方法を考えると。ユニット化も含めてただ機械の更新ということではなくて、より機能性を増すような、そういう事業として展開をします。これであれば、国や県の補助が得られるのであれば、そうした対応というのを考えていくというのがより適切ではないのかというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今回予定しております改修工事については、先ほど申し上げた経年劣化等による修繕でございまして、補助の対象になるものはないということでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、経年劣化であっても、そこは工夫次第でできるのではないのですかということをお尋ねしてるんですね。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほど申し上げたユニット化というのは、今の多床室をユニットケアに対応するような個室化等々の改修をするつくりを大幅に変えてしまうというふうなことをごさいまして、いわゆる修繕的なものについては補助はないということをごさいます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 設備などの改修も多少は出てくるのかなど。いろいろ内容的にまた後の歳出の中身でも少し具体的な経年劣化に伴う大規模回収という中については、また後で触れたいと思います。

今の歳入でいきますと、どんぐりの里運営費の精算金というのが歳入になっておりますけれども、この1億5,000万円の内容ですけれども、平成5年にどんぐりの里が開設をされて以来積み立ててきた積立金の清算であるという説明がされていましたが、その点は間違いないですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） そうでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 としますと、この積立金の推移はどのようになってきていますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） どんぐりの里につきましては、先ほど言われましたように平成5年に開設をいたしまして、当時の西淡町とみかり会が管理委託契約を結んでおります。毎年法令に基づいて委託料を支払うわけですが、清算の結果、残額を生じたときには将来に備えて積み立てると財源留保すると、そういうふうなことにしております。

今おっしゃられましたように、積み立ての状況ですけれども、備品等の引き当てに充てるということで、平成8年までに2,100万円の積み立てを行っておりました。それについては、いろいろ備品購入等で取り崩し執行しております。また、平成15年に積み立てということで1億円の積み立てをしております。平成16年にありましては、有価証券の購入ということで1億円積み立てしております。平成20年度にそのうち5,000万円を取り崩しまして、現在1億5,000万円の積立金となっております。以上でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平成5年に開設をされて以来、介護をめぐる状況というのがいろいろ変化があったと思うんですね。介護保険の導入というのも一つ大きなエポックであったかと思っておりますけれども、この間言われてることは、そこに働いてる介護従事者の処遇問題で、非常に低賃金であるという問題がかなりクローズアップをされてきておると思います。平

成5年以来の年次の、年々ごとの積立金の推移というのはわかるのでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 平成5年ですけれども、人件費の引当金ということで100万円、それと備品の購入引当金ということで100万円、平成6年につきましては、人件費の引当金1,500万円、備品の購入引当金ということで1,000万円、平成7年には人件費の引当金2,600万円、備品の引当金として1,000万円、平成9年につきましては、人件費の引当金としまして4,000万円、平成12年につきましては、退職共済の積み立てということで159万2,000円、これらにつきましては取り崩し執行しとるわけですが、平成15年につきましては、先ほど言いましたように積み立てとしまして1億円、平成16年には有価証券の購入ということで1億円、それで平成20年度につきましては、その取り崩しを5,000万円行っております。現在は、1億5,000万円の基金の残額であると、そういう状況でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人件費として積み立てたものの残高ですかね、今言われたのは。済みません、今言われたのは残高ですか。それとも、その年の積立金ですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） それぞれの年度におきまして、人件費の引当金ということで、今説明しました額を積み立ててきております。当然それについては、もう執行がされとるところでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと今の読み上げだけではわかりにくいんですけども、人件費として積み上げてきたものを執行してるというのはどういうことですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） やはりその雇用をしとる職員等の退職金とか、人の雇用における人件費に充当をしてきたということだと思いますけど。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人件費は毎月毎月を支払うものであっては、積み立てて使うというのはどういうことなんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 雇用しとる職員の退職金のために充当するとか、やはり以降の職員の採用等に伴う人件費の増に備えると、そういうことやと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、人の採用ということについての状況、離職、退職、それから採用に伴うつじつまは合っているということで監査はできてるんでしょうか。それはどうなってますか。退職金が払われているとか、退職金は退職金で引当金を崩すというようなこともあるのかと思うんですけども、退職引当金あるいは新社員に伴う人件費の増ということであったようですけども、それは監査上しっかりとつかんでおられるんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 法人の財務の監査等につきましては、県の方がやっておると思います。当時の町といたしましては、そこまで十分確認ができるとかと言いますと、ちょっと今わからないところがございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平成5年にこの管理運営委託をするときに、管理運営委託契約書というのをつくってるという説明があったかと思います。その中で、事業報告というのはどうのようになっていますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 毎年その事業実績を求めると、そういうことになって

おります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、この積立金についても当然事業実績の報告というのはされていると思うんですけれども、その点はいかがですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） その報告書に上がってきております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、確認をしてないという説明があったかと思うんですね。県の指導はあるけれども、市としては確認をしていないと。つまり、積立金が適切に行われているかどうかということを事業報告書では確認できないんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 当然その事業実績の中には積立金幾らとか、そういうふうな記載はございまして、その年次ごとには確認ができております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、適切にやられてるかどうかということと、あと人件費であったものが、ある年から急になくなっているというような説明であったと思うんですけれども、それは聞き間違いでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 今説明しましたように、人件費の引当金としての積み立ては、大きくは平成9年度までで終わっておるのかなと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平成9年までは先ほどの退職引当金や、あるいは新規採用に伴う人件費増ということで人件費積み立てをしていただけれども、平成9年以降はそういう退職引当金や人件費新規採用に伴う積立金をしていないというのはどういう理由からですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） その辺の事情は、確認できておりません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 積立金が適切に積み立てられていたのか、どうなのかということが一つは問題点であろうと思います。

ちょっと発言中ですので、委員長、質問の内容を繰り返さないようにちょっとしていただけますか。お願いします。

引当金というものが、人件費として積み立てられていたのが、ある年を境にして積み立てられなくなった、その辺の事情というのはどういうことからなんでしょう。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 先に委託契約の内容について説明をいたしましたけれども、年次面の収支、剰余金が出た場合に将来に備えた財源留保ということで基金等に積み立てると、そういうことでございますので、その年次によっては積み立てがなかったとか、そういうことが生じるかなと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 内容がかなり細かくなりますので、きょうは細かい内容については、ちょっと現時点ではこちら資料が足りませんので十分な質問ができないわけですが、要は1億5,000万積立金が適切であるのかないのかということだろうと思うんですね。その年次の経過で積み立てたり、積み立てられなかったり、その間の事情は何だったのか、これは事業報告書の中にあられてると思うんです。なぜ積み立てられたのか、なぜ積み立てられなかったのか。これが事業報告書として上がってきている、それが確認できているということであれば、それは後追いをして調べればいいことなんですけども、その点は確認できますか。

○出田裕重委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 年次の事業実績報告はいただいております。当然、その年次における収支、剰余金があるかないか、それによって基金として積み立てることができるかどうか、それは運営上いろいろ法人さんも考えた中で、どの範囲で幾らつめることができるかとかそういうこともあると思います。ですから、年次ごとのそういう実績報告もいただいておりますので、それは見ていただいたらいいことかなと思いますけど。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 若干補足説明といえますか、基本的なことのお話をさせていただくわけですが、先月の委員会の方、若干その辺のお話もさせていただきましたけれども、社会福祉事業法というのがそれまで適用されておったわけで、社会福祉法人そのものも社会福祉法に基づく定款を設置して、定款の中でそれぞれ役員をとり、幹事もとりして、それぞれの法人が適切な運営をしてるかどうかの監査、あるいは事業内容等については見ていくわけですが、当然、法人には会計士等も、あるいは税理士等もついてやっておるわけで、その中で法人の運営、あるいは会計面での分については、そういった会で承認を得て決算なりをしていくわけですが、それらについての部分で前の社会福祉事業、これは介護保険制度がスタートした時点でもう社会福祉法に包括されましたのであれなんです、この社会福祉事業の中でも事業の設置者そのものが国や地方公共団体、その他社会福祉事業を営むものというふうな明文でもってつくられてた法律そのものがもう変わっておるわけですが、それまでの介護保険がスタートするまでの間は、それぞれの法人の実勢に任せるといったところで、それらがすべてその法にとって事業が営まれておれば、それについては当然それに基づいた結果としての報告がくるといったことで、前の福祉事業の中では、第5条の中でそういう不当な関与をしてはならないというふうなところの部分は明文化されておるわけで、当然不明確な部分については、私も、あるいは県もそこらは監査をしていくというふうなことはあろうと思いますけれども、そこら辺各段の問題がなくてきているということですから、次長の方で説明を申し上げました、そういう適切な会計処理のもとに報告をされてるということでもってやってきたということについてのご認識はお願いしたいと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当然、県も監査もしてるわけですので、不適切な違法な会計処理がされてるという前提に立って話をしているわけではないということは承知いただきたいと思

うんです。今申し上げてるのは、介護保険とかさまざまな制度改正があったと。それに伴って、実際に事業を行っている社会福祉法人であったり事業体が非常に経営困難になっていたり、あるいはそのし寄せが働いている従業員にいたり、あるいは必要な施設管理ができなかったり、修繕ができなかったり、こういったことが起こっていれば問題になると思うんですね。

私は今、質問しております趣旨は、そういった国による介護保険制度そのものがやはり適切なものであったのかどうなのかとさまざまな意見があるところだと思うんです。それで、人件費として積み立てていたり、あるいは人件費に適用すべき財源が確保できているかどうか。それが年次年次によって大きく動いていることであれば、この制度に矛盾もあるのではないのか、実績としてどうであったのかということを知りたいがゆえに、今事細かに質問しているというところの趣旨は理解いただきたいと思うんです。ですから、平成5年からの15年間の推移の中で、大きな制度改正が何回かあったり、介護報酬の点数が大きく変動したりしているエポックの年というのがあると思うんですね。それに応じて、経営状況はどうであったのか、積立金はどうであったのかということを知りたいがゆえに今質問してるわけです。ですから、事業報告書についてもなぜ積み立てられたのか、なぜ積み立てられなかったのか、経営収支はどうであったのか。こういうところを正確につかんでおくことが、今後の介護保険制度を維持していったり、あるいは介護サービスを提供していく上で大事なことになるのではないのかという思いから質問してる場所なんです。ですから、今部長がおっしゃったようなことは当然の前提としておきながら、制度改善を求めていくという根拠として、法人の経営なり、あるいは事業所の経営なりが順調にいくような制度になってるのかどうなのか、あるいはそこに従事している介護労働者が、その処遇が適切にやられて新しい人材が確保されていってるのかどうなのか、こういったことが問題になるのではないのかという思いで質問してるわけなんです。その点をご理解いただきたいと思うんですけれどもいかがですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 福祉そのものの推移の中、それは少子高齢化の流れの中で、それまでの高齢者の福祉措置、あるいは障害者の福祉措置というものから自立支援というふうな形で変わった、そしてそれまでの措置そのものの問題があったからこそ、それぞれの制度が、先に介護保険がスタートし、障害者自立支援法もそれを少しおくれてスタートしたというふうなこともあるわけですが、それらの流れの中で、さまざまな国の方針そのものが、これまでの流れではいけないというところからやってきたわけですので、それぞれの法律に基づいたそういう事業を営んできたということを私は申し上げたということでご理解をいただきたいと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、監査、事業報告を求める視点ですね。ここが大事だと思うんですよ。やはり、介護サービス事業そのものがより介護を受けるべき方々に行き届いているのかどうなのか、それが十分なサービス提供できるだけの財源として確保されているのかどうなのか、また経年変化に伴う修理とかいうことは当然出てくるわけですよ。これ、民営化していくということになれば、この経年変化、経年劣化に対しては、法人が責任を持って直していかなければならないということになってくるかと思うんですね。ですから、そういう面で安定的なサービス提供ができるのかどうなのか、維持できるかどうかということが、次に大きな課題になってくるということなんですよ。そういうことを分析をする上で、余裕を持った経営になっていたのか、それとも余裕のない非常に厳しい経営でやってきているのか、この点も大事なポイントになるかと思うんですね。余裕があるということは、結局積立金があれば余裕が生まれたと。さまざまな努力によって余裕が生まれて積立金できたという年と、そうではない大変厳しい状況下に置かれてるという年と、そういう差がこの積立金の推移の中で見えてくるのではないかと。事業報告書の中にも、十分そういうこと反映されてるのかどうなのか、それを当局として掌握をされてるかどうか、この点を知りたかったわけなんです。いかがですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 先ほども申しあげましたように、そういったことも含めたものが自主的な形で運営されてきた。例えば、社会福祉法にのっとりた形で法人で役員をとりやってくる中で、そこに課題があったとすれば、それはそれでその時点で、当時は当然私ども町の時代ですから、監査の権限はございません。したがって、県の方はそういったものについて、そこに問題があることについては国にも報告もしておると思いますし、安定的な経営ができておれば、それはそれでその時点における法律の形でやっていって、順調に進められていることも報告はされてると思います。したがってそれは、それらの監査の結果に基づいて、委託されてる方に、いわゆる委託側に対してはその結果としての報告は来てるというのが先ほど来課長が説明しておるところでもございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私は、現場の視点が大事やと言ってるんですよ。現場の視点が。今部長おっしゃったのは、国にも県がちゃんと報告してるから大丈夫でしょうと。これは

書類上の判断ですよ。僕は、そこに置かれている介護の状況であったり、あるいはその施設が抱えている問題であったり、こういうのを目で見、肌で感じてほしいと。事業報告書の中にもそういうこと恐らく盛られてるだろうと思うんですよ。そういう現場感覚を市の担当者もしっかりと持ってほしいということを今言ってるつもりなんですけれども。その現場の状況というのは、やっぱり最前線にいるのは市の担当であると思うんですよ。それで今後も民営化されていく中で、安定的な経営ができるということのために民営化するんだということをおっしゃっておられましたね。適切で、より質の高い介護サービスを提供するために民営化するんだということをおっしゃったわけですよ。それが実際に、この15年間の推移の中で、運営委託契約であれば安定をしてきたと。しかし、指定管理になったら将来性が見えないというようなことだから民営化するんですよと、こういう話だったかと思うんですけども。ですから、その年次の推移を見てどうだったのかという確認をしたいんですよ。部長おっしゃった根拠について、私なりにつかみたいと思ってるからこそ制度変更に伴う状況変化、これをやっぱりつかんでおきたいと思うし、担当として事業報告書を求めてくるということになれば、その都度、その都度の、その年、年の特徴なり状況なりというのはよくリアルに見えるであろうと。これを一番リアルに知ってるのは所管担当部課長、これ以外にないでしょう。そこで現場感覚でしっかりとらえてほしいということを申し上げてるわけで、その年次、年次のなぜそうなったのか。積立金がなぜできたのか、なぜできなかったのかという、その要因分析も、これは当局としてもしておく必要があるんじゃないかということを言ってるつもりなんですけどもいかがですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 同じ答えの繰り返しになると思いますが、当然そういった事業が、市は直営で市の職員を抱えてやるというふうなことではなくて、当時西淡なり、あるいはまた南淡なりが本来少なくとも介護保険制度ができたときに、民設民営でスタートしたところと、公設して民営をしたところの違があるわけでございます。もともと介護保険事業そのものには民間活力の導入といったねらいもあって、社会福祉法人が本来民設民営でやっていくというところ想定し、場合によってそれまでの社会福祉法人だけではなくて、この福祉事業を営むことができる事業者という、そういう既成の枠を外しても民間の株式会社でもできるような形の方法をとりながら、福祉のよりよいサービスを、そして利用者にとっては選択性のある契約という形での制度をスタートさせたという平成12年以降の流れはあるわけでございますので、その中で課題、問題点等、またそれでもってメリットがあった点、またデメリットがあったとすれば、そういったことも国も分析し、また県も分析し、当然市としてもそういったものは分析をしていく、また情報も得るといったことで取り組んできたところでございますし、いろんなそのことについては

問題がないと、問題がないといえますか、そういう形で取り組んできたということについてはご理解いただきたい。何もしてないということではないと。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そんなことは言ってないです。してないとか、問題あるとか言ってるんじゃないですよというて繰り返し言ってるんですよ。それはやっぱり、よりよい制度に変えていくための現場からの発想ということが大事じゃないですか。その分析をちゃんとしていただいている状況があれば教えていただきたいと、こういうことを言ってるので、今部長は西淡町の時代のものであったからわからないということのような答弁でありましたので、それはまたよく調べていただいて、またお互いに内容を深く理解していけばいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 民間であったからわからないということは申し上げておられないわけでございますので、その趣旨については理解しておりますと。ただ、民設民営の場合であったとしても、それなりの市としての報告はあるわけでございますので、同じ意味だということのニュアンスでとらえていただきたいなど。

○出田裕重委員長 現場の思いもこちらに届けていただければなと思います。

よろしいですか。質疑ございませんか。

質疑がございませんので、次に歳出に移ります。

款3 民生費、款4 衛生費、款13 諸支出金の歳出全般について質疑はございませんか。ページは6 ページです。

熊田委員。

○熊田 司委員 このことに関連しないかもわかりませんが、今現在どんぐりの里の方で入寮者の待機、入りたいけどまだ入れへんという予約の方がどれぐらいいらっしゃいますか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今年の6月1日現在の、これは県下一斉に調査した重複申し込みを除いた数字ですけども、どんぐりの里で市民ですけども、40名いらっしゃいます。

います。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、先ほどもちょっと蛭子議員からもあったと思うんですけど、修繕工事費だけでなしに、人員をふやせるような工事というのは、この際一緒にやるというのは無理なんでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この特別養護老人ホームのいわゆるベッド数というのは、介護保険事業計画の中で定めております。それで、だれでも自由に増床できるかといえば、そういうわけではございません。今年についてはこの第4期、平成21年度から23年度までの3カ年、これ第4期介護保険事業計画の期間ですが、この間に地域密着型特養というのを58床整備する予定でおります。これについて、今その計画で進んでおまして、この広域方の特養については、現時点ではまだ増床という計画は、この計画上持っておりません。そういう意味で、すぐできないという状況下でございます。ただ、いろいろな状況も変化がありますので、それらについては状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○出田裕重委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 6,500万円の歳出ということでの修繕というふうになっております、特別養護老人ホームですね。この6,500万円の内訳ですが、どのようになっていますか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほども少し触れましたけれども、経年劣化によりますものが大半でして、いわゆる水回りというもの、大浴槽であったり、特殊浴槽であったり、厨房器具等々の改修、またナースコールとか放送設備等の更新、あと内装工事等予定しております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○姪子智彦委員 いろいろな経年劣化についての状態の把握はされてると思うんですが、現場から上がってきているものが、積み上げたものが6,500万円ということになってるんでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今回のこの工事の中身の決定に当たっては、現在の指定管理者からその状況を報告いただき、建築設計士とともに現場を見ながら、その内容を決定したところでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○姪子智彦委員 ということは、現場から経年劣化に伴う更新という要望リストがあって、それらはすべてできてるという理解をしいいんでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 全部というわけではございません。例えば小さな備品、ポータブルトイレとか、いわゆる修繕というよりも、やはり運営者側でやっていただくようなものについてはもう省いておりますし、その中身について設計士との現場の確認の中で省いたものもございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○姪子智彦委員 ということは、この15年間の中で使ってきて、例えばコンクリートづくりのものであれば雨漏りであったり、サッシのゆがみであったり、さびであったり、学校の大規模改修などでもかなり問題になって、結構水回りというのはお金のかかる部分が多いかと思うんですけれども、その外装、内装、備品ということで見たときに、備品はすべて施設で持つというような考え方のような今お話であったように伺うわけですが、その内装、外装、備品ということで分類をした場合、それぞれおよそどのような比率で考えられているんでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 外装の塗装については、4年ほど前に塗りかえをしておりますので、今回は外装という部分はほとんどございませぬ。あと、いわゆる水回りという部分が全体の4割ぐらいあろうかと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 水回りで4割、残りは備品関係ということでいいんですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） やはりナースコールなんかも非常にお金が必要にして、これもやっぱり2割ぐらいとか、放送設備、館内全体のそういう配線等必要な工事になってきますので、かなりこの辺についてはお金が要っております。あと、CAテレビ等への各部屋の対応も考えております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現場からの積み上げで理解が得られてるということであれば、それはそれで結構かと思ひます。また、その点でいろいろ不足分、不十分さが残って、民営化後にも早急にその部分が積み残しのようなことで修繕をしなければいけないというようなことがないようにしておくべきではないかと思ひますけども、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護報酬は、やはり施設の更新という部分も含んでの報酬体系になっておりますので、介護報酬の中で修繕等については充当できるというふうに考えております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ただ、この管理運営と委託契約書ですね。これがちょっと以前契約をしていたものとしてあると思ひますが、これによりますと修理修繕等々についての考え方なんですけれども、改築、改造、修繕または新設、増設、更新移設は甲の負担において行うものとする。つまり、これは甲というのは当時西淡町ですね。小規模の物品の購入及び修繕については乙が行うことができるものがあると、こういうふうになっていると思ひます。

うんです。ですから、この契約書というのが指定管理になった時点で変わっているのかとは思いますが、しかしその指定管理の中でも施設の大規模改修とか、修繕とかについても規定があったかと思うんですけども、その内容で言えば、やはり施設の改造、修繕、小規模のもの以外は市が行うということが基本としてあったのではないかと思います。その点いかがですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 現在のどんぐりの里の指定管理者との協定では、その修繕については指定管理者が持つというふうな内容になっております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現在のものですが、今回そうしたら、ここで6,500万円をかけて行うというのは、これはどういうことから得られるんですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今後、今時点というか、これまで先ほど言った塗装等については指定管理者が行っております。それで、今後将来を見て必要な工事について、現時点で必要なものについて市が行うという考え方です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、必要なものがあるものを積み残していかないように十分やってくださいということ言ってるんですよ。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今回指定管理者の方から、指定管理者については指定管理料として介護保険料の5%を市の方に入れてもらってございました。それらの負担が今度にはなくなるわけでございます。約1,500万円ですが、それらについては、今後その負担は軽減されるという意味で施設整備にも充当できますし、今現在必要と思われる分については、この6,500万円で行うということです。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 民営化に伴って、例えばウィルコムであったり、こういう福祉事業に参入していたものが突然として撤退をします。こういう状況も社会問題として起こっていることから見て、民営化した場合のリスクというのは当然あると。ですから、そういう荷を少しでも軽くして無償譲渡するという考え方に立って6,500万という予算をつくったのかなと思ってるんですけども、それは違うんですか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そのとおりでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、そういうことですので、積み残しがないようにしっかりやっ
てくださいよということを行っているので、現場からの積み上げというものがあって、それがほぼそのとおりにできているということであれば格段問題ない。しかし、現場からは上がってきているけれども、これはできませんよということであるならば、それはちょっと問題ないのかということを知りたいですね。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほども申し上げたように、低額な備品等については省
いてますけども、いわゆる修繕として必要なものについては、ほぼできていると思っ
ております。

○出田裕重委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ほかにないようですので。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。
再開は11時5分とします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時05分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。

 質疑ございませんか。

 谷口委員。

○谷口博文委員 インフルエンザに関して若干ご質問させていただきます。

 過剰な社会不安をあおるような質問でなしに、とにかく新型インフルエンザに関しては感染が季節風というか、既存のインフルエンザより感染力が高いような気がしますので、速やかにワクチン接種できるような市としての体制を整備していただきたいのと、もう1点、しっかりとした集団生活、小、中、高、保育園、特養等々のそういうような予防対策的な観点でどのような対応をされていますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 先ほどお話にありましたように、新型インフルエンザについては従来の季節性のインフルエンザよりは感染力が強いということで、そしてだれもが免疫を持っていないので、非常に広がりやすい傾向があるというようなことが言われております。

 先ほど施設についてというようなこともありましたけれども、集団で生活する場で非常に感染が起こりやすいので、特に今問題になっているのは、施設よりも学校現場での感染が非常に問題になっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 学校で感染防止対策的に手洗いであったりとか、うがいであったりとか、マスクというようなことは当然学校、施設等でやられておるとい、そういう認識でいるんですけど、そのあたりは徹底して予防対策的に学校教育現場等々で手洗いであったり、うがいであったり、そのあたりはしっかり体制としてされておりますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 5月にインフルエンザが発生してから、学校現場で手洗い、うがいの徹底等はこちらの方から周知はさせてもらっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 手洗いも先般新聞報道等々で、やっぱり石けんであるとか、消毒液等でしっかりとした手洗いをやりなさいというような報道が出てました。それと、やっぱり学校教育現場等々において、養護教員等々にしっかりと朝の検温であるとか、保育所等々においては休校というか、閉鎖はできないと思いますので、やっぱり朝、昼、晩、せめて3回ぐらいはしっかりと検温というか、体温をはかっていた上で、やっぱり発熱のあるような方にはすばやい体制をとるようなことは周知徹底して指導されていますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） いろんな学校現場で発生しておりますので、体調の悪い子については、登校前に検温するようにはなっていると聞いております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 登校してからでも急変というか、そのあたりもありますので、私自身は要望、ここは質問だけだというようなことで認識しておるんやけど、例えば保育園等々において、やはり登校してきたときに検温していただいて、またお昼であるとか、そういうふうな3回、4回の検温をするようにした方がいいんじゃないかと思うんやけど、そのあたりはどうでしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 学校現場でやはり体温計の数等も限りがありますし、それと各学校に養護教諭等もおりますので、体調が悪くなれば、そちらの方を活用していただいて、ご相談していただいた方が結構かと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 とにかく新型インフルエンザの体制を万全にさせていただいて、ワクチン投与が速やかに対応できるように市当局もしっかりと対応をお願いいたします。以上です。

○出田裕重委員長 要望していただいても結構です。
柏木委員。

○柏木 剛委員 補正予算4,000万ぐらいでインフルエンザ対策ということなんですが、これ大体負担何人ぐらいに対して、そして公費の負担割合はどの程度を想定されますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応新型インフルエンザについては、原則自己負担というように形になっておりまして、国と医師会が契約しております。接種は個人の意志によって実施するという事になっているんですけども、ただ一部低額所得者、具体的には生活保護世帯と住民税非課税世帯については公費で負担しようというのが国の方向でございます。そのため、このたび予算計上しておりますのは、住民税非課税世帯と生活保護世帯ということで、人数は6,431人です。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうすると、一般でインフルエンザワクチンを受けたいという人に対して、公費負担はなしという考え方ですか。全部自己負担という。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） そうです。

○柏木 剛委員 はい、わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに質疑。
谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点、ワクチンの接種できる優先順位だけしっかりとちょっと教えていただけますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 本日の新聞にもあったかと思うんですけども、一応10月16日から予防接種が始まっておりまして、一番最初に医療従事者ということになっております。11月2日から妊婦と基礎疾患のある最優先の人ということで、透析の方が11月2日から実施しております。その後、16日ぐらいから持病のある基礎疾患のある人、呼吸器疾患とか、それから心疾患があるような方が対象になってきております。その後、幼児、小学校の低学年というような形になっておりますが、その実施スケジュール等につきましても、各都道府県に任されておりまして、ワクチンの配布も都道府県の状況で配布しております。兵庫県は前倒しをしないというような方針を出しておりまして、現在のところ最優先の方は国が定めたとおりに実施しているような状況です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ワクチン接種後にそういうような死亡例というか、かなり若干さまざまな課題があるかなというような思いがあるんですけど、そのあたりの課題というか、安全性というのは十分確立されているのでしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 当初、基礎疾患を有する者が実施する前に医療従事者が実施して、その前に200人だけ試験的に実施しているんですけども、その中でやっぱり半数ぐらいははれたりとか、熱が出たりとか、痛みがあったりとかというようなことは聞いております。重篤な症状というのは、200人中2人出たというようなことが臨床試験の結果出ております。

現在、新型インフルエンザについて、基礎疾患のある方が若干打てるような状況ですけども、全国的に現在4人亡くなっているというのがきのうの新聞報道で出てたかと思えます。ただ、80代2名、70代2名で、それぞれ予防接種との因果関係については不明と言われております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ワクチンが10ミリとか1ミリとかいうような、そういうようなことをちょっとテレビ報道等々で見させていただいたんですけども、県の方は前倒しをしないというような先ほどの答弁でしたけど、南あわじとか、市内の医療機関に10ミリとか1ミリとかいう配布されるような数値的なものはもう決まってるんか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、国が一括ワクチンを買上げまして、それを卸売業者を通じて県に配布するような状況になってるんですね。それを今度、手を挙げた医療機関に配布しているんですけども、1回目、2回目、3回目、4回目と順次本数は増えてきておりますけれども、現在調査に来ている分が18万4,000本というのが、今県が11月末現在に配布しようとしている本数なんですけれども、南あわじ市が7,075本希望しています。ただ、南あわじ市の人口見ましたら、大体県の100分の1ですので、それぞれが同じような数だけ申し込めば、大体10万8,000を多分案分するような形になってきますので、入ってくる量は非常に少ないのではないかと考えております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ワクチン7,075本というのはあれやけど、10ミリのよう容器で来るのか、1ミリの容器で来るというのが、10ミリ容器だったら成人で大体40人ぐらいが接種すんねんけど、そのワクチンが1日しか有効期限というか、そういうような状況下にあって、やっぱり開業医さん等々では接種1日30人、40人というのは非常に困難だと。ロスが起きるといようなことが報道等々でされてますけど、南あわじ市内の方へはさまざまな医療機関に対して10ミリで来るのか、1ミリで来るのかというのは、現在のところはわかりますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） わかりません。先ほどお話にありましたように、10ミリでは大体大人が18人分ですね。一応0.5で、本当は数字的には20人分いけるんですけども、針の中に残ったりとか、注射器の先の方に残ったりとかする分のロスがありますので、大体10ミリで大人18人、子供であれば0.2の子もあれば0.3の子もおりますので、子供であれば40人とか50人とかいうような数値になると思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 一部65歳以上の方は免疫があつていような報道もされとるんやけど、要は特別養護老人ホーム、さくら苑等々であつたら集団接種できるような体制というのはとれるわけですか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 特別養護老人ホーム等に入所されてる方には、基礎疾患を持つての方がいらっしゃいますので、基礎疾患のある方については配布というか、接種対象にはなっていくと思います。そうでない、元気な高齢者であれば1月中旬以降ですね。

○出田裕重委員長 よろしいですか。ほかに。
熊田委員。

○熊田 司委員 11月2日からもう始まっているということですが、今現在の利用者数とかは無料の分、受けたんじゃないしに、無料でやっていただいているんですね。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 無料実施は11月2日から始まっておりまして、各医療機関からまとめて報告があるのは1カ月ごとなんです。月の10日に前月の報告が来ますので、現在のところ来ているのは10月16日から10月31日に実施した医療従事者の分しか届いておりません。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今現在無料での、さっき言いました住民税がゼロとか、支払われてない方とかのそういうふうな方の申請がもうあったのかどうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 10月30日から各窓口の方に用紙を配布しまして受け付けております。基礎疾患の証明書を病院の方からもらってきて、それで窓口で課税状況を確認していただくような形になるんですけども、各窓口まだ数名程度です。やはり今、透析患者を主にしたような接種の状況ですし、妊婦さんにつきましては産科でしか実施できません。産科で実施する場合で、妊婦さんで非課税対象になるのは1人しかおりませんので、妊婦さんで実施する場合は、ほとんどその窓口で自己負担で実施できるような状況になっております。ただ、県立淡路病院につきましては実施ができないということで、それぞれの医療機関に今妊婦さんの実施を要望しております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 一応先ほど6,431名分の予算は立ててるということですよ。

○健康課長（中濱素三子） はい、そうです。

○熊田 司委員 そのうちまだ、今現在ごくわずかですよ。それが周知徹底できてるのか、皆さんがそのことをどこまでご存じなのか、対象者の方が。受け付けというのは、例えば11月16日から出なければ、例えば妊産婦やったら受け付けできないんですか。無料でお願いしたいんやけどというような形の予約については。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 11月2日から受け付けはしております。ただ、妊婦につきましては、ほとんど旦那さんが働いてたりとかというような形で低所得層に属しない人がほとんどです。基礎疾患の人は一部来ておりますけれども、実際医療機関にワクチンそのものが非常に少ないので、医療機関が受け付けていないところが非常に多いんですね。なかなか証明書も書いてくれないというようなことがあります。一応金券というような形になりますので、紛失すれば再発行はしませんよというような形でこちらの方では説明させていただいておりますので、できるだけ医療機関で予約が取れた時点で申請に来てくださいというような形で説明はさせてもらっております。電話での問い合わせは非常にたくさんあります。

○出田裕重委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のお話でいくと、高齢者なりにはかなり非課税世帯とはいいいながらも、手続がかなり難しい手続のように思うんですね。一たん市役所の窓口に行って申し込んで、それからまた医療機関に行くというような。こういう複雑な手続をすることで、今ちゅうちょがあったり、うまいこと予防接種までいかない、そういう矛盾が起こってるんじゃないんですか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 手続は、65歳以上であれば保険証の持参等で即所得の状

況は確認できます。その証明書を持っていけば実施できるのですけれども、現在医療機関にワクチンがどれだけ届くかというのが非常に不明な点で、やはり主治医というか、常日ごろかかっている先生もワクチンが届けへん限りは受け付けないというような状況がされております。特に高齢者につきましては、年が変わってからの実施ということですので、低所得層のほとんどが高齢者に属するわけなんですけれども、現在はそういった層が来ないために受け付け等も余り混雑していない状況だと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本人確認が医療機関でできれば、そこで接種できるような証明書なりの発行でいいんじゃないですか。地域振興券じゃありませんけれども、そういう手続をできるだけ簡素化して病院で申し込んで、あればできるというようにする方が接種もしやすいんじゃないかと思うんですけどね。それはできないですかね。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、現在優先順位というのがありまして、なかなかその優先順位で65歳以上の方は非常にたくさん電話がかかってくるんですけども、例え窓口で65歳であるという証明を出しても、液そのものが非常に配分数少なく、高齢者の場合は前倒しをしても年を変わるか、変われへんかぐらいになってくるというような状況ですので、手続等についての手間ひまよりは、液そのものに問題があるのではないかと思っています。医療機関等でも、やはりその人の所得をなかなか確認はできないということで、やはり事前に役場で確認してくださいと言われております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、その本人さんに市役所の方から通知を送ったらいだけなんじゃないですか。わかるんでしょう。対象となる人の名前なり、人数が出てるんですから、6,431人分ということで人数出てるわけでしょう。6,431人にそういうものを通知してあげればいいんじゃないですか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 高齢者の中の低所得層ということで、確認することは可能ですし、配布しようと思えばできないことはないんですけども、ただやはり、それを送

ることによってまた医療機関で混雑するというようなこともございますので、またそれについては検討させていただきたいと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 混雑するというか、スピードが大事やと。さっきも委員質問あったと思うんですけども、やはり1日も早くあるもの使い切らなあかんわけでしょう。開ければね。だから、ようけ医療機関に殺到する、ようけ来てくれる方がワクチンの効率もよくなってくると思うし、とにかく病院に行って受けるという前に市役所に行って手続をとるという回る手間ですよ。これ、やっぱり簡素化をしてスピーディにやる体制をつくるということが大事なんやなと思うんですけど、よろしく願いいたします。それはやっぱりやるべきじゃないですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 今回のインフルエンザは、法定接種ではないということで、これまでの季節性でもそうでございますが、そういった意味で個人が受ける受けないは判断していただくというふうなことでなっております。それを大前提の形にいたしましても、今申し上げたようなそういう優先順位のある程度の期日を設けておるわけでございますので、それに基づいた量しか入ってこないという状況がある中でございます。ただ、どなたが非課税でというようなことでの部分については、私どもとしては人数そのものはつかめてましても、それがどなたなのかということの確定は個人情報関係からできないというふうなことでなっておりますので、市役所に本人さんに出向いていただくというのが大前提というふうなことで取り扱いをさせていただいております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、個人情報で個人わかればいいわけで、個人がわかっただけいいんでしょ。税務課からでもわかった個人に伝わればいいわけですよ。市役所の中で調整をして伝えたらいいわけで、中身が何かということはわからないわけで、本人が開封したらわかるわけでしょう。そういう手続はとった方がいいんじゃないですか。とれないはずないですよ。個人に伝えたいだけなんだから、だれも公開せよと言ってはないでしょう。

○出田裕重委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時22分)

(再開 午前 11時30分)

○出田裕重委員長 それでは再開いたします。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、最優先の方々があつて、順々にいって最優先の中の何人かが無料でできると、こういうことですよ。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） はい、そうです。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、ワクチンがあるかないかということを知った上で行くわけですけども、ですから医療機関からせめて市役所に問い合わせがあつたらわかる体制というのか、別に先に市役所に行って私は非課税ですよというようなことじゃなくて、とにかく住民税非課税かどうかだつてわかりにくい。本人にしてみればね。わかりにくい話だと思うんですよ。だから、そこが本当によくわかるようなことは先に証明でも発行していかないと、私は住民税非課税ですか、どうですかと1回聞いてから行くような話というのは、やっぱりしにくいような気がするんですけどね。何かそこら辺うまくいける方法というのをよく相談していただいて、手続簡素化ということがもう少しできないか考えていただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応10月26日に医師会と話し合いをしまして、医師会についてはやはり、そんな医師会の方から確認というのはなかなか、医療機関も南あわじ市で27医療機関受けてくれるんですけども、その医療機関の規模もそれぞれ違いますので、なかなかその都度その都度確認ということはまずできないと。まずは予約を取って、市役所へ行ってくれというのが医師会のスタンスなんです。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○姪子智彦委員 一刻も早くそういう状態が改善されるようお願いしたいのと、それと住民税非課税という限定ではなくて、もう少し枠を広げてできないのかということをおもうんですけども、市の考え方はいかがですか。国は基準は決めてきましたけれども、市としては独自に上乘せをすとかいう考え方はないのでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 先般、一般質問でもそれに関連するお話が出ておったわけですが、今回厚労省の次官通知の中でも、この季節性のインフルエンザとよく似ておるということを前提にしながらも、非常に症状は軽いけれども感染力が強いというふうなことから、軽症のまま回復するというのが大半であると。ただし、基礎疾患のある方は重症化しやすいというふうなことになるので、基礎疾患のある方を優先していくという、いわゆる基礎疾患のある方を守るということを前提で、今回のこのインフルエンザは対応したいという国の方向性が示されたわけでございます。とりわけ基礎疾患のある人を守るということを前提にしているのと、これを打てば感染が防げるのかということではないと、これは何回も言われてるところで、重症化を防ぐということが大目的であるということの前提のもとで今回これをしようとしておるわけでございますから、そういった意味では、もう既に蔓延状態にあるということはもうご承知のことやと思いますので、かかってしまえば、それらのインフルエンザウイルス薬はあるということですので、それは十分に対応できると。ワクチンは今そういうことで、前年のそれぞれ医療機関の実績に基づいてそれぞれが発注してるわけですから、それに基づく対応しかできない。したがって、重症者を優先する、その優先順位は先ほど申し上げた流れであるということについてのご理解をいただきたいと思います。

○出田裕重委員長 姪子委員。

○姪子智彦委員 ですから、費用負担で住民税非課税の方を無料にしますと国は言うてるんですけども、それ以上に所得の低い方であったり、高校生であったり、中学生であったりは無料にしますよと。こういうふうにならないのですかということをおっしゃるんです。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 任意接種ということからしますと、ほかの任意接種の関係は費用負担していただいておりますから、今回についてもそれはないということでお

ります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 季節性インフルエンザのワクチンがないから受けられないというようなことも聞くわけですが、季節性のインフルエンザと新型インフルエンザと接種をした場合に、想定している数だけすれば1人小1万円かかるということになるわけですので、その面でも市の配慮ですね、考え方、小、中、高校生、子供たちには無償ですとか、こういうことも市として独自のテーマとして持ったらどうですかということをお尋ねしてるわけですが、どうですか。そのことについては、やはりやる気持ちがないですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 副作用のことも含めて、それらを徹底してやっていくこともしないと、打つことのみを主にした形に書くのかどうかも含めて、これは非常に難しい問題だと思いますので、これについては今後考えていきたいと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、高校生、中学生無料にならなかったとしても、費用軽減を負担軽減を図ってあげるとか、こういうことだってできると思うんですね。そういう面で早急に補正予算をまた組んでもらって、費用を負担するということが検討をお願いしたいと思います。

それと、インフルエンザのこともようけあるわけですが、この季節性インフルエンザについては、これは本当にワクチン不足してるというふうに聞いてるんですけども、新型インフルエンザでさえ足りないと。季節性インフルエンザになると、もっと足りないという現状あるかと思うんですけども、その点の認識はいかがですか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 現在ワクチンを生産している会社は、四つの会社しかないので、その四つの会社が同じ製造ラインで、新型と季節性のインフルエンザのワクチンを製造しておりまして、季節性のインフルエンザは冬場の間からずっと生産できて、夏場ぐらいまでに大方でき上がるんですけども、今年は5月に新型がはやりまして、途中から新型のラインを組んだために、今年の季節性の生産数は去年の8割しかできないとい

うような状況になっております。ですから、今現在並行して新型と季節性がそれぞれの医療機関に入ってきております。ですから、間のいい人というか、たまたま電話かけて、入荷したときに電話かけたら当たる人と、受け付けすべて終わった時点で電話かけて当たらない人と二手あるみたいで、全然足りないというんじゃないしに、去年の8割は入っている。ただし、非常にインフルエンザに対する関心が高まっておりますので、去年以上の人が申し込んでくるというような状況だと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、充足状況なりの状況が市でつかめれば、そういう情報も適時新聞なども通じて流すとか、そういうことはできないのでしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 医療機関に入ってくるワクチンの量というのは、市でつかむことはできません。このたびの新型インフルエンザについては、使った本数を1カ月後に報告しなさいというような形は来ておりますけれども、今までの季節性のインフルエンザについては、医療機関と卸売業者との関係で成り立っておりますので、こちらにどれだけ今まで使っていたかというような情報は入ってきておりません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国内的にも不足している、ワクチンの使用ということも課題になってきてる、いろいろ国策としてやってるところがあると思うんですね。このあたり、やはり国、県にも要望して充足状況を広く市民にわかるようにして、間の悪い、間のいい人いうことはできない努力する方法というのを探っていただきたいと思うんですけども、それは無理でしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 現在のシステムでは、なかなか難しいかなと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはちょっと国や県にも要望して、システム改善を図っていただい

て、早急にやっていただくということをお願いしたいと思います。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 要望はしてみます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 再三にわたりまして、過剰な不安をあおるような言動は慎むべきだと思っておりますが、要はワクチンを重篤患者に接種最優先していただいて、速やかに対応していただくと。それと、どうこう言ったってやっぱり風邪予防というか、季節性にしろ、新型にしろ、予防対策を万全なものにしていただいて、しっかりと市民に何かこう啓発というか、していただくような案内を市の広報誌に掲載していただいたりもしとるんだけど、その辺再度周知徹底していただいて、要は引かんような予防対策が最優先やと思うので、そこらを十分な睡眠をとるとか、熱があったら要は集団のところには行かんと、早目に医療機関に行ってしまうことによって、蔓延というか、そのあたり重症化することもなく対応できると思うので、その辺の広報というか、ああいうやつをもっと積極的にやっていただくわけにはいかないんでしょうか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 現在ホームページとか、それからまたケーブルテレビ等で流させてもらっておりますけれども、また10月も、11月にもチラシを入れさせていただきました。広報につきましては、9月ぐらいから毎月いきいき生活のところに新型インフルエンザに関する情報等も提供させてもらっております。ですから、同じような形と、それからまた緊急時におきましては、また音声告知放送というようなものもありますので、今後ワクチンの充足状況等につきましては、また接種対象が増える高齢者につきましては、また音声告知放送等も使って普及、啓蒙、周知図りたいと思っております。

○出田裕重委員長 よろしいですか。ほかに質疑。
熊田委員。

○熊田 司委員 この無料の件なんですけど、実施期間はいつまで予定されてますか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 国は、一応3月31日までということになっております。
21年度予算の範囲内ということになっておりますので、現在は3月31日、ただ新年度
予算でどうなるかいうのはまだわかっておりません。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、3月31日まで受け付ければ、4月2日でも3日でも
ワクチンがあれば受けられるという考えでよろしいですか。

○出田裕重委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、接種期日が3月31日だと理解しております。

○出田裕重委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特養の方の関係で、少し聞きたいことがあったんですが、介護従事者
ですね、労働者、これの処遇改善ということが少しテーマであったかと思うんですけども、
現状の職員の雇用状況、正規職員、臨時職員、パート職員、それから派遣労働者というの
はどのようになっているか説明いただけますか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） どんぐりの里の看護・介護職に限って申し上げたいと思
います。正規雇用職員が23名、そして非正規職員が12名でございます。これは、看護
師と介護職員を合計した人数です。ただ、これをただいま申し上げた非正規職員につい
てはパート等によるものでして、1週間40時間勤務というわけではございません。これ
を1週間40時間、つまり常勤換算いたしますと3.7人になります。ですから、常勤換算
しますと正規職員が23名、非正規職員が3.7名ということになります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 賃金水準はどうなってますか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 具体的な金額は聞いておりませんが、いわゆる県下等の平均のレベル以上にはなっているというふうには聞いております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、同じような施設で働いている方と比べて同等か、もしくはそれよりも少し上回ってる程度という理解でいいのでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） どのレベルかという具体的なところまでは承知しておりませんが、まず正規職員の割合が非常に高い中で、金額についてもかなり頑張っているというふうには聞いております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 介護現場では、非常にワーキングプアというようなことも結構言われたかと思うんですね。介護労働者、介護福祉従事者というのは非常に賃金低いということが社会問題としても起こっているというふうに理解はしております。ですから、同等かもしくはそれを少し上回る程度ということであれば、一般的に見て正規職員といいながらも賃金水準の低い部類に入るという認識をしているわけですが、そういう点の確認もしていただきたいのが一つと、それから今後安定経営を目指すということで、より質の高い介護を提供するというようになってきた場合に、やはり賃金でもそういうものが保証されてくるということが大事じゃないのかなというふうに思うんですけれども、その点のご認識をお伺いしたいと思います。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 当然、そういうことが求められると思います。このみかり会のどんぐりの里につきましては、先ほど言ったように非正規職員の割合が約1割ということで、県の平均が2割ぐらい非正規職員がおりますので、そういう意味からすれば非常に非正規職員は少なくなっております。これらを維持していくと、さらに正規職員の割合を高めるということがやっぱり重要だと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはどんぐりということだけではなくて、介護の現場でより質の高い労働者といいますか、労働力を確保すると。それがやがては定住促進にも必ずつながるという思いもありますので、そういった点での指導、監督ということについても十分に取組んでいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○出田裕重委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今、国の方で介護従事者に対して賃金をアップするような施策をとる法人等に対して、交付金も出る制度がございます。それらを活用しての処遇改善が図られることを期待しておりますし、市が今指定管理をしているところについては、両施設ともその交付金の申請はしております。

○出田裕重委員長 ほかに質疑ございませんか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第73号、平成21年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りをいたします。

11月19日本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 ということで、委員長、副委員長で一任をさせていただきたいと思
います。ありがとうございます。

次に、その他に入ります。

その他、質問ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きょう、所管ということでお尋ねしたいんですけれども、11月11
日深夜未明に大雨洪水警報が出ました。これについては、防災ネットとかで携帯電話にメ
ールが入ったわけですけれども、深夜だったもので気づかないままに終わってしまったと、
こういうケースもあったわけですけれども、音声告知放送はああいう場合に使うことはで
きないのかなという声も聞いているんですが、むしろそういう警報が出て、寝てしまっ
てる状態の中で警報が出たとしても対応ができませんので、そういう場合の対応というのも工
夫が要るのではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 大雨洪水警報等の状況によりまして、いろいろの避難勧告指
示等の状況が発生することがございます。単に警報が出たからすぐ音声告知をやるとか、
屋外拡声機で放送するとかいうのはちょっと過剰な感じもしますので、そこらの判断につ
きましては、私ども防災担当部または市長、副市長との協議の中で一応そういうことは今
までもやってきておりますので、そこらの判断はお任せ願いたいと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのお任せなんですけども、音声告知放送設備あるんですから、警告
ですのでね。屋外までということにはちょっとどうかなというのものもあるんですけれど
も、そういう施設を使って、場所も大体限定してできるというふうに思うんですけれど
も、特に松帆のような低地帯のところというのは、見回りに行って水路に落ちて軽トラ
ックをだめにしたとか、そんなようなこともちょっと起こってるようなんですけれど
も、やはりそういう状況がわからないままに終わってしまうというのはやはりどうかな
と。沼島でも床下浸水ですか、あったようですね。ですから、その地域の状況という
のは、局地的なことになればなるほどわかりにくいんですよ、どんなふうになるか。
だから、例えば松帆であれば排水機上のポンプのオーバーホール中で排水能力が通常
の半分であったというような、こんなことも現場ではわかっても、本部でわからない
ような話もあるんですよ。だ

から、警報が出た時点で、その地域地域の状況というのはすべて掌握しているというふうには、すべての情報を掌握するということが難しいと思うんですよ。ですから、そういう警報についての告知というのはやるべきではないのかというふうに思うんですけどね。やっぱりすべての情報全部わかって、どこに何ミリ降るかということの見通しがあれば、その判断というのはお任せでもいいのかもわからないですけども、やはり過剰なぐらいの反応の方がいいのではないのかと。地域によっては必ず警報が出たら避難ができないのかというようなことで、すぐに動き出す方々もおられるんですよ。だからやはり警報が出てるということについて、知らせるということは最低限やっていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、今考えがないということですから、幾ら言っても平行線のように思うんですけども、やはり十分に検討もいただきたいなというふうに思います。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 今、蛭子委員言われるようにいわゆる西淡の低地帯、また福良の基地排水ある一帯、そのあたりにつきましては、結局市の職員が警報等出ますとそこへ行くようになっておりますので、その状況等は把握できます。だから、そういう報告が来れば、避難準備とか避難勧告の対応は私どもの方でそういう告知放送また等でやっていかなければならないということは十分承知しておりますので、ただ今言われるそこまで至らない予防ですね。そういう低地帯であれば何ミリ降るとか、市は広いですから、その場所、場所によって雨量が大分違います。今回の場合は、沼島、灘、東山三景が多かったわけですが、それらは西淡の低地帯の方へ流れますので、そういうおそれはありますが、それはポンプの排水によりまして、都市整備の方は一応そこらへ出ておりますので、その状況によって判断していきたいと考えております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、そういう状況で、今回は台風23号以来の冠水被害にもなっていると。農作物についてもそういうことで今農協なり県なりも動いてるところがあるわけです。ですから、そういう想定範囲、想定外ということも当然おこるわけで、特に大雨ということになった場合は、市内であれば土砂崩れよりも低地帯による浸水、冠水被害というのは多いわけですので、やはりそれは南あわじの状況、地形的特徴に応じて地域的にもそういう注意喚起をしていただくということを求めたいと思います。今後ご配慮いただきたいというふうに思います。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正）　　そういう地域については今後十分、今ホームページでも防災の関係でそういう低地帯の区域等はお出ておりますので、十分自治会等に注意喚起をしていきたいと考えております。

○出田裕重委員長　　ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員　　防災のことは専門的なことで、今からちょっと関連というか、防災に関係ないお話かどうか知りませんが、先般の11日の大雨に伴って、漁業関係者から私の方に連絡がありまして、かなり大量のごみの流出がありまして、本当に漁業関係者等々の生活圏を脅かすような定置網であったりとか、サバの養殖が絶滅したとか、カキの養殖が流木等々によって被害が起こったというような報告があったわけでございますが、抜本的なもの、河川等への不法投棄の根絶というか、そこらをしっかりと徹底してやることによって、やはり下流というか漁業関係者等への生活圏を危うくするような、そういうような不法投棄的なごみの流出を防止するような体制をとっていただきたいのと、先ほど蛭子議員がおっしゃったように、本当に低地帯、さまざまな農産物被害、北方地区等々においても田畑の冠水によって、本当に生産者が一生懸命生産したような農作物に甚大な被害が及んだと。JAの方もそういうような対応をしていただいておりますが、本当に大雨の警報が出た段階においては、やはり低地の方へは市なり、その辺しっかりと情報収集というやつをしていただいとるんやけど、やはり情報伝達、情報の共有というのが肝心なので、やはり被害が危機管理室と申しますか、被害が予想されるような特定の地域に対しては、やはりしっかりとした防災無線等々でやっていただくと。ないところに深夜にさまざまな、ほんまに寝よるのを妨害するような放送はいかなものかなと思うんやけど、やはりそういうような被害が発生が余計に可能なようなエリアに対しては、蛭子議員が言うようにしっかりとした市の職員が情報収集した段階で、しっかりと情報伝達していただく。早目のそれぞれ市民がそれに対する対応をとれるような体制を、今後また部長、よろしく願いいたします。

○出田裕重委員長　　総務部長。

○総務部長（南 幸正）　　今、谷口委員さん言われましたように、そういう地域で被害のおそれが場合は自主防災組織、また消防団の出動等は私どもの方で常々依頼しておりますので、その状況によりましていろいろな判断をしていくわけでございます。

また、浸水家屋等あれば、消防団が出動してポンプで掻き出すとか、そういうことはや

っておりますので、今後もまた気をつけてやっていきたいと考えております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 沼島の方で9棟の床下浸水があつて、15人の方が当日大変な思いされたんやと思うんですが、このことに関して市としてはどのようなその後補助とか対応されてるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。これはわかりませんか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） この雨で15人の人にどういう対応をしたかということですか。

○熊田 司委員 その後ですね。別に被害がなかったと思うんですけども、人については、けがとかそういうのはなかったと思うんですが、その後市としては、その床下浸水されたところでどのような。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 一応、石灰等を配布して消毒しております。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この沼島の方で、沼島小学校ですかね、近くの方で排水の設備の工事をされてたと思うんですが、それのところも今回また浸水したとか、そういうことはございませんか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 沼島の工事云々はちょっと私どもの方では把握してないんですけど、今回浸水したところについては従来から学校近くの低地帯ということで、山からの水、また今回は潮が低かったので、そう大きいあれではなかったと思うんですけど、満潮時にはやはりなかなかはけないということで、ポンプ自体2基か3基備えて強制排水するようにはしとるんですけど、そのポンプ自体が、私の記憶では余り大きいものが設置できてないので、小さいためになかなか浸水を防ぐことができないということになっておりま

す。それを今回新しい工事をしとるかどうかは、ちょっと私も部署がちゃうもので把握しておりません。

○出田裕重委員長　　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

　　ございませんので、執行部から何か報告あれば、よろしいですか。

　　それでは、本日の総務常任委員会を閉会させていただきます。

　　閉会に当たって、副委員長からごあいさつを申し上げます。

○柏木　剛副委員長　　長時間にわたりましてお疲れさまでした。

　　これをもちまして、本日の総務常任委員会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

（閉会　午後　0時03分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年11月18日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重